

ふるさと龍ヶ崎応援寄附金返礼品提供事業者募集要項

制定：令和2年8月25日

一部改正：令和5年5月22日

1 目的

ふるさと龍ヶ崎応援寄附制度（以下「ふるさと納税」という。）により龍ヶ崎市（以下「市」という。）へ寄附をされた市外に在住する方（以下「寄附者」という。）に対し、感謝の意味を込めて返礼品を贈呈することにより、市の魅力の発信並びに地元特産品のPR及び販路拡大による地域経済の活性化を図るため、返礼品の提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

- (1) ふるさと納税における市の返礼品の贈呈は、寄附者が返礼品パンフレット又はふるさと納税専用のWEBサイト（以下「ふるさと納税ポータルサイト」という。）から、寄附金額に応じ希望するものを自由に選択できる制度を採用します。提供いただく商品やサービス（以下「商品等」という。）が、ふるさと納税に対する返礼品として認められた場合は、返礼品パンフレット及びふるさと納税ポータルサイトを通じて広く紹介します。
- (2) ふるさと納税の効率的な運営、安全かつ安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正な管理及び苦情等への対応に万全を期すため、市は返礼品取扱業務全般を指定する事業者（以下「委託事業者」という。）に委託します。返礼品提供事業者は、自社の商品等が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を締結する必要があります。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次の各号のいずれの要件にも該当している必要があります。ただし、要件を満たす場合であっても、ふるさと納税制度の趣旨を逸脱する場合その他市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがあり、市内で商品等の生産、製造若しくは加工を行っている、又は商品等の提供を行っている法人、団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、市外の事業者も可能とします。

ア 市内で生産された農産物等を原材料に商品等の製造、加工又は販売を行い、市をPRしていると認められる場合

イ 市をPRする目的で商品等として生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものを取り扱う場合

ウ 市内で主要な部分が提供されるイベント、体験型サービス等の役務を商品等として提供する場合

- (2) 市税のほか、国税、県税等に滞納がないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (6) 委託事業者と、個別に事業者契約を締結し、返礼品に関する情報の登録を行うこと。
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 返礼品の要件

返礼品は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれにも該当している必要があります。ただし、要件を満たす場合であっても、総務省の定める基準を満たしていない等、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。また、要件を満たしていない場合であっても、市の魅力発信、地域経済の活性化等に資するものとして市長が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。

- (1) 製造、加工及び販売に係る返礼品 3の要件を満たす事業者が生

産、製造又は加工を行っている生鮮食品、加工食品、工芸品、グッズ類等であって、次のいずれにも該当していること。

ア 市内で生産、製造又は加工を行っていること（3の(1)のア及びイの場合は、市外も可能）。

イ 市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素があるものであること。

ウ 品質及び数量の面において、安定した供給が見込めること。ただし、供給できる期間が限定されるものの場合は、その期間内において安定供給が見込めるものであること。

エ 食品については、委託事業者及び配送事業者と調整の上、発送日を含めて、少なくとも7日間程度の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

オ 委託事業者が指定する配送事業者により配送が可能なものであること。

カ 写真データ等が提供可能であること。なお、写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

(2) 役務の提供（イベント、体験型サービス等）に係る返礼品 3の要件を満たす事業者が提供するサービス（代行サービス等を含む。）であって、次のいずれにも該当していること。

ア 市内及び市内の施設にてサービスが提供されること。

イ 市内の地域資源を利用していること。

ウ 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定できること。

エ 安全性の配慮がされていること。

オ 役務の提供に係るチケット等について、委託事業者が指定する配送事業者により配送が可能なものであること。

カ 写真データ等が提供可能であること。なお、写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

5 返礼品提供事業者として登録することの利点

- (1) 返礼品の送料は、市が負担します。
- (2) 寄附者へ事業者のチラシ等を同封することにより、販路拡大の機会が増えます。
- (3) 市公式ホームページ、返礼品パンフレット、ふるさと納税ポータルサイト等で事業者名及び商品名がPRされます。

6 募集期間

随時、募集しています。

7 登録の申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて、龍ヶ崎市商工観光課へ持参又は郵送にて提出してください。なお、申請に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とします。

- (1) ふるさと龍ヶ崎応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）
 - (2) ふるさと龍ヶ崎応援寄附金「寄附者への返礼品」登録書（様式第2号）
- ※ 原則、1商品等につき1枚提出してください。
- ※ 登録する商品等が多いときは、様式第2号の内容を満たしている任意様式に代えることも可とします。
- (3) 事業者概要書（任意様式）
 - (4) 誓約書（様式第3号）

8 返礼品提供事業者又は返礼品の内容変更等

- (1) 返礼品提供事業者は、登録した事業者情報又は返礼品の内容を変更する場合又は辞退する場合は、「ふるさと龍ヶ崎応援寄附金登録内容変更（辞退）届出書」（様式第4号）により、速やかに市と委託事業者へ報告してください。
- (2) 返礼品を変更する際は、ふるさと龍ヶ崎応援寄附金「寄附者への返礼品」登録書を別に作成し、併せて提出してください。
- (3) 変更又は辞退により発生する費用は、返礼品提供事業者の負担とします。

9 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

市は、登録された返礼品提供事業者又は返礼品が次のいずれかに該当する場合は、当該返礼品提供事業者に係る返礼品提供事業者登録及び返礼品登録を取り消すこととします。ただし、複数の返礼品を登録している事業者の一部の返礼品が(2)にのみ該当するときは、当該返礼品の登録のみを取り消します。

- (1) 3に定める要件に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 4に定める要件に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 提出書類に虚偽があったとき。
- (4) 市に損害を及ぼす行為があったとき。
- (5) 事業者の破産手続が開始されたとき。

10 返礼品の見直しについて

- (1) 返礼品については、原則として毎年見直しを行います。
- (2) 当該見直しは、年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、返礼品提供事業者と協議を行い、登録内容の変更について検討します。
- (3) 市は、その他必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行うことがあります。

11 その他の留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、委託事業者からふるさと納税の実施のために必要な書類や画像等の提供の依頼があった場合は、当該書類等を委託事業者へ速やかに提出してください。
- (2) 市がふるさと納税の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品提供事業者へ返礼品見本の提供のお願いをする場合があります。
- (3) 返礼品の提供に係る事故、トラブル、苦情等（以下「事故等」という。）に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うこととし、真摯に対応して解決に努め、事故等の詳細及び対応内容について、直ちに市及び委託事業者へ口頭又は書面により報告してください。

- (4) 品質等に係る保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。
- (5) ふるさと納税及びその返礼品については、総務省の定める基準によるものとし、その見直し等があった場合には、要件等を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

12 申込み及び問合せ先

龍ヶ崎市市民経済部商工観光課

〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地

TEL：0297-60-1536（直通） FAX：0297-60-1584

メールアドレス：syouko@city.ryugasaki.lg.jp